

平成31年度 NPO 関連予算の特徴			地域資源を活用して新事業展開を行う事業者に対して、支援事業者が情報提供やマッチング支援等を行う等、通常事業19件を計上。									
連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	31年度予算額 (百万円)	30年度予算 額 (百万円)	補助率 上限額	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	30年度 NPOへ の実績	備考
1	商店街活性化・観光消費創出事業	新規	地域と連携して、魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組に対して支援を行う。	5,000	—	補助率：2/3 以内、10/10 定額（10/10 定額は専門 家派遣事業 のみ） 上限額：2億 円	商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体	平成31年3月中公募開始予定	所在地を所管する経済産業局へ申請書等を提出	経済産業省中小企業庁商業課 03-3501-1929 各経済産業局担当課室	—	・連番：1 ・商店街組織との共同申請。商店街組織向けの補助金であるため、NPO法人のみを対象とはしていない。
2	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（中心市街地活性化支援事業）	新規	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備などを支援する。	（500の内 数）	—	補助率：2/3 1/2 上限額：2億 円 1億円 等	民間事業者	1次公募：平成31年2月4日（月）～平成31年2月25日（月）（募集の状況により2回目を実施予定）	所在地を所管する経済産業局へ申請書等を提出	経済産業省地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 各経済産業局担当課室	—	・連番：2
3	ものづくり・商業・	新規	複数の中小企業・小規模事業者等が連携して生産性	5,000	—	補助率：1/2 以内（一定の	民間団体等	未定	未定	中小企業庁 経営支援部技	—	・連番：3

	サービス高度化連携促進事業		の向上を図る取組に必要な設備投資等を支援する。			要件を満たす者は2/3) 上限額：2,000万円／者				術・経営革新課 03-3501-1816		・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。
4	中小企業生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)	継続	中小企業・小規模事業者等が行う生産性向上へ向けた取組に必要な設備投資等を支援する。	—	(うち補正予算額110,000の内数)	補助率：1/2以内(一定の要件を満たす者は2/3) 上限額：1,000万円	民間団体等	2019年2月18日～2月23日(一次)、5月8日(二次)	補助事業の主たる実施場所の地域事務局(都道府県地域事務局)へ応募申請書を提出	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816	—	・連番：4 ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 平成29年度補正(2次公募)から NPO を追加。
5	中小企業生産性革命推進事業(サービス等生産性向上 IT 導入支援事業)	継続	中小・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得当の付加価値向上に資する IT ツールの導入。	—	(うち補正予算額110,000の内数)	補助率：1/2 上限額：450万円	民間団体等	補助金事務局を公募中。3月下旬より IT ツールを提供する IT ベンダー(IT 導入支援事業者)の登録開始。中小企業・小規模事業者の	ホームページで案内	経済産業省商務サービスグループサービス政策課 03-3580-3922	218 件採択	・連番：5 ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 ・平成28年度から実施。

								公募は、5月ごろを予定。				
6	国内・海外販路開拓強化支援事業（小売業者等連携支援事業）	名称変更	地域資源の活用により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を補助する。	(2,385の内数)	(1,046の内数)	補助率：1/2 上限額：1,000万円	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等	平成31年2月7日(木)～3月7日(木)	所在地を所轄する経済産業局へ申請書等を提出	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	—	・連番：6 ・平成30年度ふるさと名物応援事業（ふるさと名物応援事業補助金）
7	国内・海外販路開拓強化支援事業（JAPANブランド育成支援事業）	名称変更	中小企業・小規模事業者の海外でのブランド確立を図るため、複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する費用を補助する。	(2,385の内数)	(1,046の内数)	補助率：2/3 1/2 上限額：200万円、2,000万円	商工会、商工会議所、組合、特定非営利活動法人等	平成31年2月18日(月)～3月18日(月)	所在地を所管する経済産業局へ申請書等を提出	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	3件	・連番：7 ・平成30年度ふるさと名物応援事業（JAPANブランド育成支援事業補助金）
8	地域創業機運醸成事業（創業支援事業者補助金）	名称変更	認定創業支援等事業計画に基づき行われる創業支援事業、創業機運醸成事業に係る経費の一部を補助し、地域の活性化を促す。	(383内数)	(629の内数)	補助率：2/3 上限額：1,000万円	株式会社、協同組織金融機関、一般社団法人、一般財団法	平成31年4月中旬予定	当事業の事務局	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	3件	・連番：8 ・平成30年度地域創業活性化支援事業（創業支援事業者補助金）

							人、商工会・商工会議所、特定非営利活動法人等					
9	事業承継・世代交代集中支援事業(事業承継補助金)	継続	事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業者を支援する。	—	(うち補正予算額5,000の内数)	補助率：2/3 1/2 上限額：I型500万 II型1,200万	民間団体等	4月上旬予定	事務局へ申請書等を提出	中小企業庁事業環境部財務課 03-3501-5803	1件	・連番：9 ・一定の要件を満たすNPO法人が対象。 ・平成29年度から実施。
10	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)	継続	中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。	(4,777の内数)	(5,020の内数)	補助率：— 上限額：—	公益財団法人、一般社団法人、商工会議所、商工会連合会、民間団体等	—	—	中小企業庁経営支援課 03-3501-1763	—	・連番：10 ・一定の要件を満たすNPO法人が対象。 ・平成26年度から実施。
11	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣)	継続	よろず支援拠点や地域プラットフォームが、個々の中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を原則3回まで無料で派遣する。	(4,777の内数)	(5,020の内数)	補助率：— 上限額：—	民間事業者	—	—	中小企業庁経営支援課 03-3501-1763	—	・連番：11 ・一定の要件を満たすNPO法人が対象。

	事業)											・平成26年度から実施。
12	中小企業・小規模事業者働き方改革体制強化事業(よろず支援拠点事業)	継続	よろず支援拠点におけるワンストップ総合相談窓口として、中小企業・小規模事業者等の働き方改革等の経営課題に対応するため、よろず支援拠点の体制を強化。	—	(うち補正予算額1,000の内数)	補助率：— 上限額：—	公益財団法人、一般社団法人、商工会議所、商工会連合会、民間団体等	—	—	中小企業庁経営支援課 03-3501-1763	—	・連番：12 ・一定の要件を満たすNPO法人が対象。
13	中小企業・小規模事業者働き方改革体制強化事業(専門家派遣事業)	継続	中小企業・小規模事業者等の人手不足や生産性向上など、働き方改革に関する様々な経営相談に対応するため、専門家派遣事業の派遣件数を増強。	—	(うち補正予算額1,000の内数)	補助率：— 上限額：—	民間事業者	—	—	中小企業庁経営支援課 03-3501-1763	—	・連番：13 ・一定の要件を満たすNPO法人が対象。
14	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業(経営安定関連保証等対策費)	継続	信用保証協会が、金融機関による中小企業・小規模事業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填するもの。これにより、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を	4,600	4,600	補助率：定額 上限額：—	一般社団法人全国信用保証協会連合会	—	—	中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876	—	・連番：14 ・一定の要件を満たすNPO法人が対象。 ・平成12年度から実施。

			図る。									
15	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業(信用保証協会による経営支援対策費補助事業)	継続	中小企業・小規模事業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して専門家派遣等の経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行う。	1,100	1,300	補助率：2/3 1/2 上限額：—	信用保証協会	—	—	中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876	—	・連番：15 ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 ・平成 26 年度から実施。
16	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業(中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業)	継続	認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業・小規模事業者の経営力の強化の取組を支援する。	200	200	補助率：定額 上限額：—	日本政策金融公庫	—	—	中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876	—	・連番：16 ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 ・平成 26 年度から実施。
17	女性活躍推進のための基盤整備事業(女性起業家等支援ネットワーク構	新規	女性の起業に対する支援を行う女性起業家支援ネットワークの構築等に対する補助。	(151の内数)	—	補助率：1/2 上限：—	民間団体等	平成 31 年 4 月中下旬頃補助事業者公募開始予定。	事務局へ申請書等を提出。	経済産業省 経済産業政策局経済社会政策室 03-3501-0650	—	・連番：17

	築事業)											
18	地域創業 活性化支 援事業(地 域創造的 起業補助 金)	終了	創業に要する経費の一部 を補助し、地域の活性化を 促す。	—	(629 の 内数)	補助率：1/2 上限額：200 万円	個人、株 式会社、 合同会 社、合名 会社、合 資会社、 組合、特 定非営利 活動法人	—	—	中小企業庁 経営支援部創 業・新事業促 進課 03-3501-1767	—	・連番：18
19	地域・まち なか商業 活性化支 援事業(中 心市街地 再興戦略 事業・地域 商業自立 促進事業)	終了	コンパクトシティ化に取り 組む意欲ある地域にお ける、波及効果の高い民間 プロジェクト等(複合商業 施設等の整備)や、商店街 が実施する役割・規模・ス テージにあった全国のモ デルとなる、6分野(①少 子・高齢化、②地域交流、 ③新陳代謝、④構造改善、 ⑤外国人対応、⑥地域資源 活用)に係る新しい取組を 支援する。	—	1,630	補助率：1/2 以下(経済産 業大臣の認 定がある場 合は補助率 2/3以下)、 上限額：1.0 億円(経済産 業大臣の認 定がある場 合は上限 2.5億円)	民間事業 者	終了	所在地 を所管 する経 済産業 局へ申 請書等 を提出	地域経済産業 グループ 中 心市街地活性 化室 03-3501-3754 各経済産業局 担当課室	1件	・連番：19
						補助率：2/3、 1/2 上限額： (調査事業) 500万円 (支援事業) 2億円(予	商店街組 織、又は 商店街組 織と民間 事業者の 連携体	終了	商店街 所在地 を管轄 する経 済産業 局へ申 請書等	中小企業庁 商業課 03-3501-1929 各経済産業局 担当課室	1件 ※商店街 組織と共 同申請	

						定)				を提出		
合計 (内数事業を除く)	—	—	15,900 (増減額) 8,170 (増減率%) 105.7	7,730	—	—	—	—	—	—	—	—

《記載要領》 [平成31年度NPO関連予算の特徴欄]には、30年度と比べた31年度NPO関連予算全体の特徴等を記載して下さい。

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、30年度で“終了”し31年度は実施しない事業でも、前年度対比のために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか)を記載して下さい。“名称変更”、“統廃合”の場合は、旧事業や廃止した事業も同じ行に記載し(予算額は合算)、30年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 31年度予算額欄には直近の政府案、30年度予算額欄には補正予算(第1~2次)を含み(この場合は(うち補正予算額〇〇)と明記)確定している政府案を記載下さい。なお、NPOが手挙げ(参入)出来る予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は括弧で囲み(〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄]31年度予算額欄と30年度予算額欄の縦野を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(31・30年度のいずれかが内数事業を含む)の場合は、合計するときのみ31・30年度ともその額を除いて下さい。なお、増減率は小数点第一位までとして下さい。